事務連絡

令和６年７月16日

関係者　各位

東海村福祉部総合相談支援課長

障害福祉サービス支給決定期間について（通知）

本村の障がい福祉行政につきましては，日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

障害福祉サービスの支給期間について，業務の効率化等を図るために，サービス支給決定期間について，下記「サービス支給決定期間の変更内容」のとおり変更いたします。

サービスへの影響はありませんので，御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. サービス支給決定期間変更の理由
2. 毎年３月末にサービス更新が集中しており，相談支援事業所及び村が一時的に業務過多の状況にある。利用者に対して障害福祉サービスの更新に時間を要するなどの影響が生じているため，業務の平準化及び効率化を図る。
3. サービス更新における利用者の手続き負担の軽減を図るとともに，相談支援事業所や福祉サービス事業所等の業務負担軽減を図る。
4. サービス支給決定期間の変更内容
5. 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・生活介護・就労継続支援Ａ型，Ｂ型，共同生活援助のサービス受給者のサービス支給決定期間の末日をサービス受給者の誕生月に変更する。同世帯にサービス受給者が複数いる場合は，サービス受給者の世帯主の誕生月若しくは最年長兄姉の誕生月に変更する。
6. 施設入所支援・療養介護・生活介護・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型（５０歳以上に限る）・共同生活援助のサービス支給決定期間は３年とする。

入所施設にサービス受給者が複数いる場合は，最年少受給者の誕生月に変更する。

1. 放課後等デイサービスは，サービス受給者の誕生月に変更する。同世帯にサービス受給者が複数児いる場合は，最年長兄姉の誕生月に変更する。
2. 付記

（１） 詳しい期間の設定方法については，別紙「期間の設定方法」を御確認ください。

（２） サービス支給決定期間について御不明な点は，以下にお問い合わせください。

【問合せ・提出先】

〒319-1112

東海村村松2005番地　東海村総合福祉センター「絆」内

東海村福祉部総合相談支援課　障がい福祉担当

TEL：029-287-2525

別紙

１．期間の設定方法

（１） 期間の設定については，受給者の皆様に対応いただくことはありません。期間については，総合相談支援課にて設定しますので，交付された受給者証を御確認ください。

（２） 今回の変更点については「サービス支給決定期間」を一部のサービスについて誕生月へ変更するものです。

（３） 「利用者負担上限月額」の期間については，すべてのサービスにおいて従前どおり1年毎の更新が必要になりますので，それに伴う申請書を毎年提出願います。

（対象者については，更新のタイミングで村より御案内し申請書も郵送します。）

（４） サービス支給決定期間が3年毎のサービスについては，相談支援事業所が行う「サービス等利用計画案の作成に伴うサービス担当者会議」の開催についても，基本的に3年毎に行うこととなります。

２．期間の移行について

（１） 誕生月に期間を合わせる都合上，支給決定期間を短く設定している場合があります。

（２） 支給期間については，障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

３．留意事項

（１） 自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援，就労定着支援，自立生活訓練，地域移行支援，地域定着支援については，それぞれ標準利用期間（例：就労移行支援であれば2年間）が定められている関係上，誕生月での変更は行いません。

（２） 児童発達支援については，現行通りの支給決定期間となります。